

社会福祉助成事業 実施要綱

申請期間:2026 年 11 月 1 日~2026 年 12 月 15 日

2027 年度日社済「社会福祉助成事業」のご案内

公益財団法人日本社会福祉弘済会は、少子高齢化が進展し、多様化する福祉需要のなかで社会福祉の向上を目指した“研修事業”や“研究事業”に助成することにより、豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的といたします。

2027 年度も下記の通り、社会福祉関係者（社会福祉施設等社会福祉事業に従事する方々等）に係る研修・研究事業に対して、公募による助成事業の募集を行います。

I 助成対象事業と助成対象経費

【研修事業】

① 対象事業

- 福祉施設職員の方などを対象としたケース
福祉施設職員等が幅広い視野と専門性を持って福祉サービスの支援業務向上に携わるために実習する研修事業
- 地域住民の方などを対象としたケース
福祉サービスのあり方や専門的知識・技能の習得などをテーマとして開催される集合研修事業（研修会、セミナー、講演会など）

② 対象経費

- 外部講師謝金・交通費・宿泊費・会場費・報告書作成費

【研究事業】

① 対象事業

- 福祉サービスの向上等を目的とした先駆性ある事業の実践を通して行われる研究事業
- 社会福祉関係者の専門性の向上、現任訓練の方法や体系、また就労、福利厚生などをテーマとする調査研究事業

② 対象経費

- 研究事業費・調査経費・謝金・原稿料・報告書作成費

■人件費・飲食費・物品購入費・消耗品費・雑費・その他一般管理費は助成対象外です。

2 事業実施期間と助成金額

① 事業実施期間

2027 年度（2027 年 4 月から翌年 3 月末）中に実施される事業

② 助成金額

1 件（1 団体）あたりの上限額 50 万円（総額 2,000 万円以内）

※助成対象経費合計の 80%以内かつ 50 万円以内となります。



公益財団法人 日本社会福祉弘済会

申請書用紙等はホームページからダウンロードください



<https://www.nisshasai.jp/>

3 申請条件

- ① 申請団体は社会福祉事業や福祉施設の運営、福祉活動などを目的とする非営利団体とします。
(社会福祉法人、財団法人、社団法人、NPO 法人、任意団体、学校、その他ボランティアサークル等)
- ② 営利・宗教・政治活動を含むもの、またこれらの目的のための事業は受付しません。
- ③ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体の申請は受付しません。
- ④ 助成対象となった場合、団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額等を公表いたします。また、実施事業に参加もしくは事後に訪問することがありますので、ご了承の上お申し込みください。
- ⑤ 申請は 1 団体 1 事業とします。

4 申請方法

- ① 申請書 毎年 9 月下旬以降に、日本社会福祉弘済会のホームページ
(<https://www.nisshasai.jp/>) をご覧ください。申請書用紙等は
ホームページからダウンロードの上、ご使用ください。
- ② 申請期間 2026 年 11 月 1 日～2026 年 12 月 15 日
- ③ 提出先 下記アドレスに申請書を添付のうえ電子メールにて申請してください。
E-mail:jyosei@nisshasai.jp
- ④ 申請方法についてご不明な点があればご相談ください。



助成要綱
のページ

※ 申請書に記載されている個人情報本事業の選考に関わる業務のみに使用し、それ以外には使用いたしません。

5 審査と結果通知

- ① 申請案件は予備審査後、選考委員会の選考を経て、理事会(3 月開催予定)で決定します。
- ② 選考結果は採否に関わらず決定後、各申請団体にご連絡いたします。(2027 年 3 月下旬予定)
- ③ 申請書類は返却いたしません。
- ④ 採否の理由や選考に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

6 添付資料

申請時に下記資料をご準備ください。必要に応じてご提出いただくことがあります。

- ① 申請団体の定款(任意団体は規則、規定)
- ② 申請団体紹介パンフレットや団体発行の機関誌など
- ③ 申請団体の直近の事業報告、決算書
- ④ 申請団体の役員(会員)名簿

7 事業完了報告書の提出

助成事業終了後 1 ヶ月以内に、事業完了報告書をご提出ください。

※事業完了報告書の作成要領は、助成決定時にご通知いたします。

留 意 事 項

【対象とならない事業】

- 営利活動、宗教活動、政治活動を含むもの。又これらの目的のために利用される事業
- コンサルティング会社等に殆どを委託して行われる事業
- 定期的な講演会・研修・記念式典、○周年記念講演など団体本来の事業や特有の活動と思われるもの

【対象とならない経費及び事例】

- 介護福祉士、社会福祉士など個人的な資格取得の経費
- 高額すぎる講師謝金や会場費
- 職員全員による連泊を伴った遠方への施設見学
- 会食やパーティーが中心と思われる交流会的要素の研修
- 団体内での資金移動や振り替えと思われる経費
- 人件費・飲食費・物品購入費・その他一般管理費
 - ・ 申請団体の所属員（理事や職員等）への講師謝金、原稿料や日当の支払
 - ・ 研修・研究・会議・打合せ等における飲食代金
 - ・ 備品、什器や書籍、ソフトウェア等の購入代金